

# 城東ドンキーズラグビーフットボールクラブ規約

第一案 2000年10月31日

第二案 2001年5月25日

第三案 2001年7月14日

第四案 2003年8月19日

第五案 2003年12月6日

## 第六案 2012年6月23日改正 太字部、加筆もしくは修正

### ■第1条 (名称)

本クラブは**城東ドンキーズ・ラグビーフットボール・クラブ**と称し、本部を東京都に置きます。英語では、**Joto Donkeys Rugby Football Club**と称します。

### ■第2条 (目的)

本クラブは、ラグビーフットボール(以下ラグビーという)等のスポーツを通じて会員相互の親睦を図ること、および他のスポーツ団体との交流・協力によりラグビー等のスポーツの発展と普及に努めることを目的とします。

また、会員それぞれが本クラブでの努力・経験・体験を通じて人間性豊かな社会人となり、個人またクラブメンバーとして社会に貢献することを目指します。

### ■第3条 (活動)

本クラブは前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- ラグビーに必要な技術、体力、知識を習得するための練習
- 他のラグビークラブとの試合、交流
- ラグビー競技団体への加入、大会、行事への参加
- 会員相互の親睦を図るための行事の開催
- その他本クラブの目的達成のために必要なスポーツへの取り組みと活動

### ■第4条 (正会員)

本クラブの目的、規約に賛成し、本クラブの活動に参加する個人を正会員とします。正会員は、会費を支払うこと、**そして**規定の活動をおこなうことで資格を得ることができます。**新規会員は、入部申込書を提出し、入会金を支払うこと、そして規定の活動をおこなうことで正会員の資格を得ることができます。**正会員は、毎週の活動の出欠の連絡と総会の参加もしくは委任の

提出は義務とします。

正会員の種類は下記の通りです。**A・B・C会員の年会費には東京都ラグビーフットボール協会の競技者個人登録費用、スポーツ安全保険料が含まれています。またA会員には、別途傷害保険料も含まれています。新規入会費については、競技者個人登録、スポーツ安全保険、傷害保険のいずれにも加入し、入会時期により期間按分をします。ただし学生についてはその半額とします。**

A 会員：選手としてクラブの活動に常時参加する会員 年会費 20,000 円

B 会員：遠隔地在住など常時参加できない正当な理由が認められる会員 年会費 10,000 円

C 会員：スタッフ等としてクラブの活動に常時参加する会員 年会費 5,000 円

**新規入会費：1-6 月加入 年会費 10,000 円、7-12 月加入 年会費 1,500 円×月 ※学生は左記の半額**

#### ■第5条（賛助会員・特別会員）

本クラブの目的、規約に賛成し、本クラブの活動に随時参加する個人、法人、団体を賛助・特別会員とします。賛助・特別会員は、会員総会にオブザーバーとして出席することができます。但し、議決権はありません。また、傷害保険の関係上、一部活動が制約される場合があります。

賛助会員 賛助会費を払い当クラブの活動に随時参加する会員 年会費 5千円から

特別会員 当クラブの活動に随時参加する会員、A・B・C会員を辞めたのち当クラブの活動を支援する会員など 年会費 なし

#### ■第6条（総会）

総会は本クラブの最高議決機関で、**東京都クラブ選手権終了後、運営委員が協議の上定めた日程に開催します。（目安として6月～7月、定期総会）**。総会は、会長が招集します。また、正会員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に総会を開かねばなりません。

2 項 定期総会では、前活動年度（前年8月から当年7月）の活動報告および次活動年度（当年8月から翌年7月）の委員改選・活動計画を審議のうえ決議します。

3 項 定期総会では、次活動年度の会長およびキャプテンを、正会員による選挙により選出します。

4 項 会長とキャプテンは、主務1名 と副務若干名 および副キャプテン2名 を指名します。

5 項 総会は正会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立します。

6 項 総会の決議は出席した正会員の過半数（委任状を含む）の賛成により、有効とみなします。

#### ■第7条（運営）

本クラブの日常業務の運営は、会長、キャプテンおよび主務、副務、副キャプテンにより構成する運営委員が決定・執行します。

2 項 各運営委員の担当業務は以下のとおりです。

人数 主な担当業務

会長 1名 本クラブを代表し、本クラブの活動全般を統括します

キャプテン 1名 試合・練習に関する業務を決定・執行します

主務 1名 本クラブの日常業務を執行するとともに会長をサポートします

副務 若干名 主務をサポートし、会計、渉外、保険業務等、日常業務を執行します

副キャプテン 2名 キャプテンをサポートし、試合・練習に関する業務を執行します

3 項 運営委員の任期は1年とします。ただし、キャプテンと主務について、再任された場合の任期は**原則**3年を上限とします。

4 項 運営委員に欠員が出たときは、会長およびキャプテンが指名します。その場合の任期は、次回の定期総会までとします。

5 項 運営委員は随時に運営委員会を開催し、重要事項を協議します。運営委員会の協議内容については、速や

かに会員に公開します。

6項 正会員は、運営委員会の求めにより、運営のサポートを積極的におこないます。

7項 正会員はいつでも当クラブの運営について意見を述べ、提案することができます。また、運営委員会にオブザーバーとして参加することができます。

8項 正会員と運営委員との間で意見の相違がある場合には、話し合いによって解決します。ただし、運営委員が本クラブの運営上支障があると判断した場合には、運営委員の決定を決定事項とします。

9項 運営委員は、必要に応じて、特別の案件を遂行するための特別委員を組織し、業務を委託することができます。

#### ■第8条（会計）

本クラブの運営経費は、会員、賛助会員の会費および広告費、寄付金等の収入によりまかないます。

2項 会費の額は総会で決め、前納項 とします。

3項 本クラブの会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとします。

4項 本クラブの決算および予算は、会員による承認を必要とします。

5項 旅費交通費・通信費・備品代など、当クラブの運営に必要な諸経費は運営経費として、会計担当副務の承認により、予算で充当することとします。ただし、1万円超の出費の場合は、会計担当副務へ事前に申し出なければなりません。

6項 予算で承認済みの案件については、予算計上した金額の範囲内において、執行します。

7項 予算想定外の案件については、会計担当副務に協議の上、会長の決裁により、執行します。ただし、10万円超の出費の場合は、会計担当副務に協議の上、正会員の過半数の賛成を必要とします。

#### ■第9条（入会および退会）

本クラブへの入会については一切の条件はありません。運営委員に申し出て手続きを経て入会することができます。

2項 本クラブからの退会を希望する会員は、その旨を運営委員に申し出てください。申し出がない場合、協会等へのメンバー登録変更手続きが完了せず不利益を被るおそれがあります。

3項 会員が、特別な事情もなく本クラブの活動に参加しないときや、何らの連絡もないとき、または会費を支払う意志が認められないときは、運営委員会の協議により、退会を希望しているとみなし退会手続きを執行することがあります。

4項 会員が当クラブの目的、規約に違反したとき、または本クラブの名誉を著しく汚したときは、運営委員会の決議によりその改善を求めます。会員に改善の意志がないときは、退会手続きを執行することがあります。

以上